

外国人家事支援人材の活用について

国家戦略特区

国家戦略特別区域会議

区域会議の下に設置

第三者管理協議会

熊本県

連携

内閣府地方創生推進事務局、九州経済産業局、
熊本労働局、福岡出入国在留管理局

苦情
相談

・定期報告
・重大問題発生時
には速やかに報告

・特定機関の基準
適合性の確認
・年1回の監査

◆ 特定機関(受入企業)の要件【政令】

指針に即した措置の実施／経済的基礎／我が国の事業実績3年以上／欠格要件の非該当(法令違反、暴力団など)

特定機関(受入企業)

利用世帯

家事支援活動の
提供に係る請負契約

○ 帰国担保措置

外国人家事支援人材がやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できないときは、当該旅費を負担

○ 雇用の継続が不可能となった場合の措置

本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望するときは、新たな特定機関を確保するよう努める

苦情
相談

雇用契約

・日本人と同等額以上の報酬額
・保証金の徴収等の禁止
・必要な研修を実施 等

◆ 家事支援活動の業務範囲【政令】

・炊事、洗濯、掃除、買物等の家事一般
・上記と併せて実施される児童の日常生活上の世話及び必要な保護

◆ 家事支援を行う外国人の要件【政令】

満18歳以上／実務経験1年以上／家事支援活動の知識・技能(送り出し国における一定の研修の修了)／必要最低限の日本語能力

外国人家事支援人材